

## 審議会等の会議録

会議の名称	令和5年度第2回座間市立図書館協議会		
開催日時	令和5年11月9日(木) 13時30分～14時30分		
開催場所	図書館2階 会議室		
出席者	協議会委員 6名 遠藤会長、中村副会長、石田委員、浦委員、鍛冶山委員、那須委員 事務局 3名(飯田図書館長、大津久図書館係長、野口主事)		
事務局	教育部図書館		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
非公開・一部公開とした理由			
案件等	<input type="radio"/> 会長あいさつ <input type="radio"/> 議題 1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業経過報告について 3 令和6年度休館日の一部変更及び特別整理について 4 座間市立図書館条例施行規則の改正について 5 その他		
資料の名称	資料No.1 令和4年度図書館事業決算報告 資料No.2 事業経過報告(令和5年4月1日～9月30日) 資料No.3 座間市立図書館の休館日の一部変更について 資料No.4 2024年度 座間市立図書館カレンダー 資料A 座間市立図書館貸出・予約冊数制限検討資料 資料B 令和5年第3回市議会一般質問及び答弁【図書館】 資料C 貸出冊数に関するアンケート調査報告書 資料D 座間市立図書館条例施行規則新旧対照表(案) 資料E 座間市立図書館条例施行規則(改正案)		

<p>会議の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会あいさつ（図書館長） お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 橋本委員が公務のため欠席となりますが、6名の委員出席により会議成立となっております。ご審議よろしくお願いたします。</li> <li>・会長あいさつ 昨年6月に館長から今後の図書館の在り方について諮問を受けました。1年間をかけて審議し、今年5月第1回会議で答申を出すことができました。みなさまご協力ありがとうございました。 7月の蔵書点検後に自動貸出機が2台設置されました。みなさまご利用されましたでしょうか。使ってみると割と簡単に操作ができました。設置当初は利用があまりないようでしたが、最近是利用する姿をみかけることが多くなりました。 先日、市内中学生を対象としたPOPコンクールがありました。素晴らしい作品ばかりで審査がとても大変でした。10月15日に表彰式が行われました。今後、図書館や紀伊国屋書店座間イオン店で作品が展示されると思います。図書館にいらした際にはぜひ作品展示を見てください。中学生の作品で、はがき大の大きさに大人が書こうと思ったら大変だと思うような大作揃いです。</li> </ul>
<p>議題1</p>	<p>（議長） それでは、議題1 令和4年度事業決算報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 資料1の令和4年度事業決算報告について説明する。</p> <p>質疑応答</p> <p>（委員） ブックスタートの予算はこれから生まれてくる人の分は取っていないのでしょうか。</p> <p>（事務局） 只今の報告は昨年度（令和4年度）の決算報告となり、すでに終了したものです。令和5年度分は予算を計上していません。</p> <p>（委員） 予算は余った方が良いでしょう。2年前より予算を使っているのですが、どのように見てよいのかわからないので難しいのですか。</p> <p>（事務局） 予算の残額が少ないというのは見積った額が適切であったということになります。令和4今年度は特殊な年で、維持管</p>

	<p>理経費が102%になっています。電気代が高騰したため見込み額を超えてしまい、補正予算を組んだことが理由です。運営事業費は執行率が89%となっていますが、事業をやっていく中で思ったよりも安く抑えることができたということです。</p> <p>(議長)他に質問などないようでしたら議題1については承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>—拍手をもって承認とする。</p>
議題2	<p>(議長)議題2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)資料2令和5年度事業経過報告を読み上げ説明する。</p> <p>(議長)只今の説明について質問などありますでしょうか。</p> <p>(委員)7月のおはなし講習会の講師は『おはなしグループひろば』でしょうか。</p> <p>(事務局)『おはなしグループひろば』です。</p> <p>{委員長}講師名が入っているものと入っていないものがありますが、入れたほうがよいのではないのでしょうか。わかっているところでは7月の親子調べ学習講座は午前午後とも藤田先生、8月の調べ学習講座は片岡則夫先生です。</p> <p>(事務局)文学講演会の講師は有山周一さんです。今後は講師名も入れるようにしたいと思います。</p> <p>(議長)他に質問等ありますか?無いようでしたら、拍手をもって承認といたします。</p> <p>—拍手をもって承認とする。</p>
議題3	<p>(議長)議題3についで説明をお願いします。</p> <p>(事務局)資料3、4をご覧ください。資料の通り休館としたいと思います。</p> <p>(議長)これについて何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。ご了解いただける方は拍手をお願いします。</p> <p>—拍手をもって了解とする。</p>
議題4	<p>(議長)議題4座間市立図書館条例施行規則の改正について説明をお願いします。</p> <p>(事務局)資料A、B、C、Dについて説明する。</p>

(委員) ひまわり号の小学生に対する現在の制限はどうなっていますか。

(事務局) 要綱と変わりはありません。

(委員) 今回のことは利用案内に反映されますか。

(事務局) 利用案内などの変更は行います。

(委員) 協議会が出した答申はどうなりますか。

(事務局) 答申については、制限なしが望ましいとされていますが、それに続けて、ほかの図書館は冊数制限を設けているので調査研究を求めるとあります。今回の冊数制限についてはその部分を実践し、調査研究を行った結果、貸出点数の上限などの変更について検討したということです。議員の方も一般質問の聞き取りの際に、協議会の答申が出ていることは承知しているが検討が必要なのではないかとおっしゃっていました。

(委員) 今回の制限が行われたことによって生じるメリットデメリットはどうでしょうか。

(事務局) 今回、アンケートを実施してみて10冊以下と考えている方が約半数いました。これは予想外の結果でした。それだけの方が10冊以下と言っているところで50冊という制限にすることも、多すぎると感じる利用者もいると考えます。50冊以上借りている方においては今まで借りていた冊数以下に限定されてしまうので不満もあるかと思えます。みなさんにとって満足いくような形に落とし込むのは難しい中で、図書館職員が考えたのはたくさん借りたいという方にはなるべく今と同じように借りられること、10冊に賛成という方でも10冊以上必要になるときもあるだろうという意見がありましたので、そのような意見を踏まえて、概ねご理解いただけるものになっていると考えます。現状の利用者に大きな影響はないと考えています。

(委員長) このことについて、各委員から意見を聞いてもよいでしょうか。

各委員から順番にご意見をお願いします。

(委員) 昨年、答申を検討する際に、多摩市が貸出冊数無制限だったが、後に制限を設けたという例を挙げて討議しました。

今回、座間市では市民アンケートというエビデンスがあり、概ね50冊というエビデンスが出たのでこれで良いと思います。

(委員) たくさん借りている方がそれほど多くないので、今回の冊数制限は大きな影響がないと思います。50冊という落としどころは良いと思います。

(委員) 10冊という方は多いし、無制限を望む方もいて落としどころは難しいと思いました。50冊くらいが妥当だと思いました。調べ学習の資料として使う場合や小さい子どもさんが何人もいる親御さんにとっては10冊では足りないと思われるので、融通が利くようにすることが利用者に寄り添っているのではないかと思います。

(委員) ほとんどの人が50冊以下の利用なので良いと思うのですが、50冊以上借りている方にできるかどうかわかりませんが、アンケートを取りどういう使い方をしているのか調べてみて、ルールを守ってきっちりと借りている方であれば、制限は要らないのではないかと思います。現状がわかれば対策もたてやすいのではないかと思います。50冊以上借りている方が14名なので、今回の対応は微妙だと思いました。

(事務局) 本を利用者がどう使っているかということを知るのは、図書館の立場としては難しいところです。

(委員) 8割の方の利用状況をカバーしていれば影響は少ないと思います。

(委員) 以前から制限があった方が良いと思っていた方です。社会教育の観点からも、高齢の方にはなるべく外に出ていただきたいので、制限を設けることによって外に出る機会が増えることは良いことではないかと思います。

(事務局) 高齢者からも読み終わったら返しに行くということで、図書館に行く機会が増えることは良いことだという声もいただきました。

一方、子育て中の方や家が遠い方はなかなか図書館に行くのが大変だから制限がなくたくさん借りられることが良いということでした。ご意見はさまざまでした。

(委員) 昨年、多数の本を借りていく現場に遭遇しました。1時間ほどかかっていたので職員の方も大変だと思いました。あれだけの本をどうしているのかと疑問に感じました。ルールに反することはないのでしょうか。

(事務局) 現時点では、ルール違反ではありません。

(委員長) 今の話を聞いて、さらにご意見あるようでしたらお願いします。

(委員) 新しいきまりについて、利用案内などで周知するのでしょうか。

(事務局) 利用案内に明記します。

(委員) 現在、延滞していても借りることができます。今後、何かペナルティのようなものは考えているのでしょうか。

(事務局) 新しい規則の中では記述があります。

冊数制限に関わる部分の説明はこれで終わります。それ以外にも変更すべき点が規則にはありました。その点についても今回まとめて変更しました。

変更点は、書き方があいまいになっていた部分を具体的にし、現状に即していない部分の記述を改めました。特に団体貸出についてはこれまで行っているのですが、規則に記載がなかったのをこれを機会につけ加えています。

(委員) 今まであいまいだったものが数字として出てきたので良かったです。

(委員) 資料Eの第9条(4) 館内利用者個人が5年以上利用ないとき、無条件で自動的に貸出券が利用できなくなるということなのでしょうか？

(事務局) 5年間使っていない方で住所などに変更がないか本人確認をさせていただいて、変更なくそのままカードが使えるようでしたらそのまま使ってください、変更があるようでしたら変更届を出していただき使用してもらおうという形になります。一時停止に近いものです。

(委員長) それでは議題4 座間市立図書館条例施行規則の改正について、冊数制限の件、その他の変更の件について説明いただきました。その説明を了解していただいたということでよろしいでしょうか。

—拍手をもって了解とする。

#### 議題5

議題はこれで終了です。みなさまから何か議題に上げたいことはありますか？ないようでしたらこれで議事を終了します。

(事務局) 図書館からのお知らせです。

東地区文化センターが令和5年12月1日から令和6年10月末まで休館となります。それに伴い、図書室もお休みになります。東地区文化センターを受け取りにしていた予約については図書館が貸出代行していこうと思っておりますが、東地区所蔵の本は貸出しできなくなります。東地区所蔵の本は利用者が検索できないようにしていきます。合わせて雑誌も同じような扱いになります。

座間市立図書館のエレベーターの工事で、1年半ばから2月末まで利用ができなくなります。工事中は大きな音が出る事をご了承ください。エレベーターを利用したい方には申し訳ありませんが、1ヶ月半ご辛抱ください。

(委員) 図書館の大規模修繕の予定はいかがでしょうか

(事務局) 大まかな予定はありますが、それ自体がまだ確定していない状態です。

(委員) その時には、図書館の本の稼働はできないということでしょうか。

(事務局) 図書館を閉めることになると思います。

(委員) 東地区のように図書館の本は動かないということでしょうか。

(事務局) そうなる可能性があります。

(館長) 以上で終了いたします。ありがとうございました。

—閉会—